

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成20年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成20年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成20年8月8日（金） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のうち、最寄りの総合事務所の福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成20年6月16日（月）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで。

なお、郵送の場合は、平成20年6月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成20年8月1日（金）までに鳥取県福祉保健部医療指導課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成20年9月5日（金）午前9時に東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局に掲示し、及び鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医療指導課（電話 0857-26-7226、ファクシミリ 0857-21-3048）

東部総合事務所福祉保健局（電話 0857-22-5691）

中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144）

西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316）